警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第２号。以下「規則」という。）第３条に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び規則第６条に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を実施するので、規則第２条の規定により、次のとおり公告する。

令和８年６月２日

静岡県公安委員会委員長　　松　永　由弥子

１　新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分、講習の定員並びに講習の区分、実施日時、事前申込期間及び手数料

⑴　警備業務の区分

ア　警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第２条第１項第１号に規定する警備業務（以下「１号警備業務」という。）

イ　法第２条第１項第２号に規定する警備業務（以下「２号警備業務」という。）

ウ　法第２条第１項第３号に規定する警備業務（以下「３号警備業務」という。）

エ　法第２条第１項第４号に規定する警備業務（以下「４号警備業務」という。）

⑵　講習の定員

後記⑶アの表の追番ごと60人とする。

⑶　講習の区分、実施日時、事前申込期間、警備業務の区分及び手数料

ア　講習の区分、実施日時、事前申込期間、警備業務の区分及び手数料

追番	講習の区分	講習の実施日	事前申込期間	警備業務の区分	手数料
1	新規取得講習	令和８年７月22日(水)から７月30日(木)までの７日間	令和８年６月15日(月)から６月25日(木)まで	１号警備業務	47,000円
	追加取得講習	令和８年７月27日(月)から７月30日(木)までの４日間			23,000円
2	新規取得講習	令和８年８月19日(水)から８月26日(水)までの６日間	令和８年７月６日(月)から７月16日(木)まで	２号警備業務	38,000円
	追加取得講習	令和８年８月24日(月)から８月26日(水)までの３日間			14,000円
3	新規取得講習	令和８年９月９日(水)から９月16日(水)までの６日間	令和８年８月３日(月)から８月13日(木)まで	３号警備業務	38,000円
	追加取得講習	令和８年９月14日(月)から９月16日(水)までの３日間			14,000円
4	新規取得講習	令和８年10月７日(水)から10月14日(水)までの５日間	令和８年８月31日(月)から９月10日(木)まで	４号警備業務	34,000円
	追加取得講習	令和８年10月13日(火)から10月14日(水)までの２日間			10,000円

(ｱ) 各講習とも講習最終日前日までの講習時間は、土曜日、日曜日及び休日を除き、各日の午前９時から午後５時までとする。

(ｲ) 各講習とも講習最終日の講習時間は、修了考査終了までとする。

イ 事前申込受付時間

事前申込みの受付時間は、土曜日、日曜日及び休日を除き、各日の午前９時から午後４時までとする。

2 新規取得講習及び追加取得講習の実施場所

静岡市葵区鷹匠三丁目６番１号

静岡県職員会館

3 受講対象者

(1) 新規取得講習

法第22条第２項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第７条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者であって、規則第３条に定める次のいずれかに該当するもの

ア 最近５年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して３年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第４条に規定する１級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第４項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第４条に規定する２級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して１年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第３条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第５号。以下「旧検定規則」という。）第１条第２項に規定する１級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第１条第２項に規定する２級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して１年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講しようとする警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、前記(1)アからオまでのいずれかに該当するもの

4 受講手続等

(1) 事前申込み

新規取得講習又は追加取得講習を受けようとする者は、前記１(3)アの表の受講しようとする講習の事前申込期間内に県内各警察署の生活安全課に備付けの書面により講習及び警備業務の区分を特定の上、申込みを行うこと。

(2)　申請手続

ア　受講対象者の決定

前記(1)の事前申込みをした者の数が講習の定員を超えた場合には、受講対象者を抽選により決定するが、新規取得講習の受講者等を優先する。

イ　受講対象者への通知

事前申込みをした者に対し、事前申込みをした警察署から同人の抽選結果等を通知する。

ウ　受講申込書等の提出

受講対象者は、講習の初日の午前８時30分から、前記２の場所において、次に掲げる書類を提出して申請すること。

(ｱ)　警備員指導教育責任者講習受講申込書（申請前６か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の写真を貼付したもの）　１通

(ｲ)　添付書類

a　新規取得講習受講者の場合

前記３(1)のいずれかに該当することを疎明する次の書面

(a)　前記３(1)アに該当する者

最近５年間に、受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して３年以上である者であることを証明する警備業者が作成した書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(b)　前記３(1)イに該当する者

検定規則第４条に規定する１級の検定に係る合格証明書（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。）の写し

(c)　前記３(1)ウに該当する者

検定規則第４条に規定する２級の検定に係る合格証明書（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。）の写し並びに当該合格証明書の交付を受けた後、継続して１年以上当該警備業務に従事している者であることを証明する警備業務従事証明書及び履歴書

(d)　前記３(1)エに該当する者

旧検定規則第１条第２項に規定する１級検定に係る合格証（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。）の写し

(e)　前記３(1)オに該当する者

旧検定規則第１条第２項に規定する２級検定に係る合格証（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。）の写し並びに当該検定に合格した後、継続して１年以上当該警備業務に従事している者であることを証明する警備業務従事証明書及び履歴書

(f)　前記３(1)ア、ウ又はオに該当する者で、警備業務従事証明書を提出することができない理由（警備業者が既に廃業している等）がある場合は、当該理由を疎明した上で警備業務に必要な期間従事していたことを誓約する誓約書

b　追加取得講習受講者の場合

(a)　前記ａに掲げるいずれかの書面

(b)　指導教育責任者資格者証等の写し

5　手数料の納付方法

講習受講申込書等の提出の際、静岡県収入証紙により納付する。

静岡県収入証紙は、受講申込受付会場で購入できないので事前に準備すること。

6　講習の委託

この講習は、一般社団法人静岡県警備業協会（静岡市葵区両替町一丁目４番地の15）に委託して行う。

7　その他

(1)　受講しようとする者は、自己の本籍、氏名等を住民票等により確認し、申込書の記載に誤りがないようにすること。

(2)　講習の実施場所には、午前８時50分までに集合すること。ただし、講習初日は午前８時30分までに集合すること。

(3)　講習には、筆記用具を持参すること。

(4)　講習についての問合せは、静岡県警察本部生活安全部生活保安課（電話番号054－271－0110　内線711－3175、3176）へ行うこと。